



農業者の労災保険特別加入の 制約要因と加入促進方策

31.May.2024

神奈川県 秦野市農業協同組合
宮永 均 (Hitoshi Miyanaga)

農業労災事故補償保険の種類

■労働者災害補償保険

1. 農業従事者労災保険(特別加入) ➡ ①特定農作業従事者
②指定農業機械作業従事者
2. 複数事業労働者への労災保険

■JA共済

1. 農作業中傷害共済
2. 特定農機具傷害共済 ➡ ①個人加入契約
②農機具購入時機械に付保 (JA全農対応)

農業労災保険加入等の状況

出所:令和2(2020)年度「労働者災害補償保険事業年報」

■労災特別加入

一人親方等／団体数／ 合計 3,587

一人親方等／加入者数／合計 654,148人

■農業労災特別加入

○特定農作業従事者◆団体数 440 ◆加入者数 65,589人

○指定農業機械作業従事者◆団体数 392 ◆加入者数 29,980人

◆加入率7.0%

※令和2(2020)年基幹的農業従事者数は136万人(出所:農林水産省統計「(1)基幹的農業従事者」)

JA共済「特定農機具傷害共済」・「農作業中傷害共済」の加入状況と事故支払い給付額の状況(令和2年)

出所:全国共済農業協同組合連合会

次の二つの共済は、全国すべてのJA(507)が取扱できる

■特定農機具傷害共済

○加入者数◆225,387人(加入率16.5%) ◆神奈川県 121人 ◆JAはだの 19人

○事故支払い給付額◆53,055,750円 ◆神奈川県 195,000円 ◆JAはだの 0円

※上記のほか、農機具をJAで購入時に付保している契約は、神奈川県2,750件、事故支払い給付額97,500円

■農作業中傷害共済

○加入者数◆66,146人(加入率4.8%) ◆神奈川県 2,870人 ◆JAはだの 2人

○事故支払い給付額◆645,937,750円 ◆神奈川県 14,328,000円 ◆JAはだの 0円

⁴ ※加入率は令和2(2020)年基幹的農業者従事者数136万人を基準とした。

JA共済：「特定農作業従事者保険」の上乗せ補償として活用の位置づけ

傷害共済 **2** 農作業中の事故に **農作業中傷害共済**

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)

A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■ 特長

本人はもちろん、その親族、雇用した方たちが農作業中の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。なお、記名被共済者限定特約を付加いただくことで、集落営農・農業法人のオペレーターなどの農業従事者を個々に保障することができます。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■ 加入限度

年齢によって加入限度があります。 **個人加入** **集団加入**

共済金額	加入年齢	0歳～69歳	70歳～80歳	81歳～99歳
死亡共済金額		1,000万円	500万円	50万円
部位・症状別治療共済金額		5,000円	2,000円	2,000円

● 団体加入の場合は加入限度が異なります。● 上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方をご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

■ 個人加入・集団加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 法人の代表者が記名被共済者となる契約*
- ロ) 総員数以上の個人契約*

■ 団体加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 法人の代表者が記名被共済者となる契約*

■ 共済掛金(例)

コース別共済掛金 **A型** **個人加入** **集団加入**

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1記名被共済者につき(単位:円)

<1農家保障の場合>

コース	記名被共済者数	1人～9人	10人～99人	100人～499人	500人～999人	1,000人以上
0歳～80歳	100万円コース	4,220	4,130	4,060	3,920	3,790
	200万円コース	8,440	8,260	8,120	7,840	7,580
	400万円コース	16,880	16,520	16,240	15,680	15,160
81歳～99歳	50万円コース	6,400	6,265	6,155	5,950	5,750

(注) 年齢が70歳～80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2024年4月現在)

● 団体加入の場合は共済掛金が異なります。

共済期間1年、
1記名被共済者につき(単位:円)

<記名被共済者限定特約を付加する場合>

コース	記名被共済者数	1人～9人	10人～99人	100人～499人	500人～999人	1,000人以上
0歳～80歳	100万円コース	1,620	1,590	1,550	1,510	1,460
	200万円コース	3,240	3,180	3,100	3,020	2,920
	400万円コース	6,480	6,360	6,200	6,040	5,840
81歳～99歳	50万円コース	2,280	2,235	2,185	2,120	2,050

(注) 年齢が70歳～80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2024年4月現在)

● 団体加入の場合は共済掛金が異なります。

出所: JA全共連「傷害共済」パンフレット

JA共済:「指定農業機械作業従事者労災保険」の上乗せ補償としての活用の位置づけ

傷害共済 農機具使用による事故に

3 特定農機具傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)

A型 B型
個人加入 集団加入

■ 特長

ご契約されたトラクター、脱穀機、コンバインなど農業機械の事故により死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。
(この共済でお引受けできるおもな農機具の範囲は、下表のとおりです。)

級別	おもな機種名 ※詳細はJAまでお問い合わせください。
1級	発電機、ロータリ(付属機)、田植機、ブロードキャスター(付属機)、乾燥機、精穀(米)機、バインダー、動力噴霧機 など
2級	歩行用トラクター、草刈機、自走式穀類収穫機、脱穀機、もみすり機、自走式動力噴霧機、自走式刈取機、高所作業車 など
3級	乗用トラクター、自走式スピードスプレーヤー、自脱型コンバイン、飼料細断機、乗用式穀類収穫機、乗用式刈取機、自走式フォレージハーベスタ、乗用式動力噴霧機、トレンチャー など

■ 加入限度

加入限度があります。個人加入 集団加入

共済金額	加入年齢	年齢にかかわらず
死亡共済金額		1,000万円
部位・症状別治療共済金額		5,000円

●上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。



■ 共済掛金(例)

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
農機具1台につき(単位:円)

農機具台数	農機具区分								
	1級			2級			3級		
	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース
1台~9台	32	64	128	90	180	360	294	588	1,176
10台~99台	32	64	128	88	176	352	288	576	1,152
100台~499台	31	62	124	87	174	348	282	564	1,128
500台~999台	29	58	116	84	168	336	274	548	1,096
1,000台~4,999台	29	58	116	81	162	324	264	528	1,056
5,000台~9,999台	28	56	112	76	152	304	250	500	1,000
10,000台以上	26	52	104	72	144	288	235	470	940

(2024年4月現在)

出所:JA全共連「傷害共済」パンフレット

JAはだの農業労災保険の取り扱い状況について

— 秦野市農協農業労災組合—1977年8月設立—

農業労災保険加入状況

年次別給付日額別加入者表

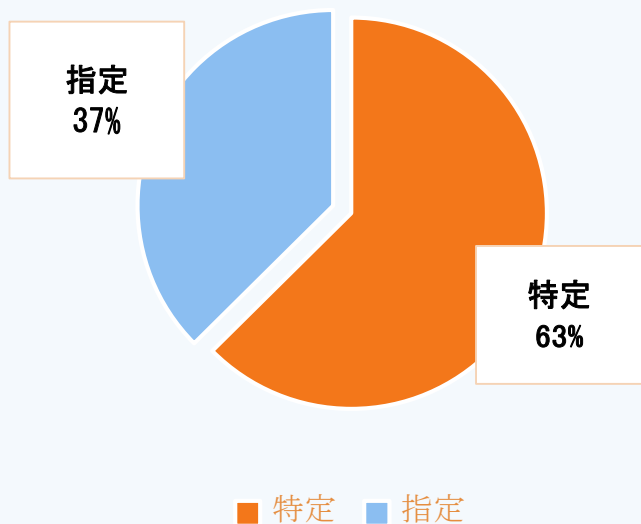
年代別事故発生件数・事故の種類等年次別表

JAはだの農業労災保険加入状況 2019年－2024年

【表1】農業労災加入者数・加入率年次別表

(単位：人・%)

特定・指定加入者数



項目／年	2024		2023	2022	2021	2020	2019
	加入者	構成比					
特定	607	62.6%	636	640	652	665	713
(内男性)	(480)	(79.1%)	(502)	(502)	(509)	(516)	(556)
(内女性)	(127)	(20.9%)	(134)	(138)	(143)	(149)	(157)
指定	363	37.4%	347	334	322	310	276
(内男性)	(296)	(81.5%)	(284)	(266)	(262)	(254)	(226)
(内女性)	(67)	(18.5%)	(63)	(68)	(60)	(56)	(50)
合計	970		983	974	974	975	989
正組合員数	2,666		2,753	2,816	2,864	2,837	2,918
加入率	36.4%		35.7%	34.6%	34.0%	34.4%	33.9%

9 ※特定農作業従事者は、年間農産物販売額300万円以上又は経営耕地面積2ha以上などの自営農業者を加入要件としていますが、秦野市は要件に満たない農業者が多いため生産組合を単位としています。

年次別給付日額別加入者表 2019年－2024年

【表2】給付日額別加入者数年次別表

(単位:円・人・%)

給付日額／年	2024				2023		2022		2021		2020		2019	
	特定	構成比	指定	構成比	特定	指定	特定	指定	特定	指定	特定	指定	特定	指定
25,000	0	－	0	－	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
20,000	1	0.2%	1	0.3%	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
18,000	0	－	2	0.6%	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2
16,000	3	0.5%	0	－	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
14,000	3	0.3%	0	－	3	1	2	3	1	1	1	1	2	1
12,000	1	0.2%	1	0.3%	3	1	2	1	3	1	4	1	3	0
10,000	73	12.0%	35	9.6%	81	36	93	34	93	38	108	37	116	34
9,000	6	1.0%	1	0.3%	6	1	6	1	7	0	5	0	6	0
8,000	20	3.3%	14	3.9%	19	13	24	13	23	13	20	13	19	13
7,000	23	3.8%	4	1.1%	28	4	29	4	31	4	30	4	35	6
6,000	97	16.0%	23	6.3%	108	24	111	28	130	36	141	36	150	35
5,000	187	30.8%	68	18.7%	199	68	191	73	185	68	178	65	202	60
4,000	22	3.6%	3	0.8%	19	4	18	5	19	3	18	6	16	7
3,500	171	28.2%	211	58.1%	168	193	161	170	157	156	157	145	162	118
計	607		363		636	347	640	334	652	322	665	310	713	276
合計	970				983		974		974		975		989	

年代別事故発生件数・事故の種類等年次別表 2019年－2024年

【表3】年代別・年次別事故発生件数表

(単位:人)

年齢／年	2024	2023	2022	2021	2020	2019
20歳代	－	1	－	－	－	－
40歳代	－	2	4	1	－	－
50歳代	－	－	2	－	1	2
60歳代	－	6	4	1	2	4
70歳代	－	8	9	6	5	6
80歳代	－	3	6	4	2	3
90歳以上	－	－	－	1	－	－
事故発生件数	－	20	25	13	10	15
(内男性)	－	(17)	(23)	(12)	(6)	(12)
(内女性)	－	(3)	(2)	(1)	(4)	(3)

【表4】事故発生時間・事故の種類・休業補償の年次別表 (単位:人)

項目／年		2024	2023	2022	2021	2020	2019
発生	午前	－	8	10	10	7	4
	午後	－	12	15	3	3	11
事故の種類	草刈り	－	6	3	－	－	5
	高所	－	4	6	6	2	3
	耕運	－	2	9	2	2	3
	その他	－	8	16	4	6	4
休業補償	あり	－	7	10	8	2	6
	なし	－	13	5	－	3	5
	治療中	－	－	10	5	5	4

※治療中は、その年度中に完治していない場合がある。

特別加入者に対する保険給付の種類給付について

農業者のための特別加入のしおり 出所:厚生労働省

- ・保険給付の種類
- ・支給事由
- ・給付内容
- ・特別支給金
- ・具体的な例(給付基礎日額10,000円の場合)
- ・農作業死亡事故の発生状況と補償給付の状況(令和2年)

農業労災保険の注目点

(出所:農林水産省、厚生労働省パンフレット)

—必見！ 農業者の皆さん労災保険の特別加入をご存じですか？—

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

療養・休業給付から遺族給付まで 手厚い補償があります。

平成30(2018)年度から、農産物を市場等まで運ぶ出荷作業、出荷 作業後に行われる販売作業も対象になりました。

特別加入者に対する保険給付の種類給付一覧表

出所：農業者のための特別加入のしおり 厚生労働省

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例(給付基礎 日額10,000円の場合)
<ul style="list-style-type: none"> 療養補償給付 複数事業労働者療養給付 療養給付 	業務／複数事業の業務／通勤による傷病について、病院等で治療する場合	必要な治療が無料で受けられます。 (注2)	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
<ul style="list-style-type: none"> 休業補償給付 複数事業労働者休業給付 休業給付 	業務／複数事業の業務／通勤による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注3)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。	(20日間休業の場合) ①休業(補償)等給付 1万円×60%×(20日-3日)=10万2千円 ②休業特別支給金 1万円×20%×(20日-3日)=3万4千円
<ul style="list-style-type: none"> 障害補償給付 複数事業労働者障害給付 障害給付 	〔障害(補償)等年金〕 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 〔障害(補償)等一時金〕 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	障害(補償)等年金の場合、第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 障害(補償)等一時金の場合、第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。	(第1級の場合) ①障害(補償)等年金 1万円×313=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例(給付基礎 日額10,000円の場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・遺族補償給付 ・複数事業労働者遺族給付 ・遺族給付 	<p>〔遺族(補償)等年金〕 業務／複数事業の業務／通勤により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります)</p> <p>〔遺族(補償)等一時金〕 (a) 遺族(補償)等年金の受給資格をもつ遺族がない場合 (b) 遺族(補償)等年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族(補償)等年金の受給資格をもつ方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合</p>	<p>遺族の人数が1人の場合、給付基礎日額の153日分または175日分が支給されます。(注4)</p> <p>2人の場合201日分、3人の場合223日分、4人以上の場合245日分が支給されます。</p> <p>遺族(補償)等一時金の場合で左欄の(a)の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。(b)の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。</p>	<p>遺族特別支給金は遺族の人数にかかわらず、300万円が一時金として支給されます。</p>	<p>〔遺族(補償)等年金で遺族が4人の場合〕</p> <p>①遺族(補償)等年金 1万円×245日=245万円</p> <p>②遺族特別支給金(一時金) 300万円</p> <p>〔遺族(補償)等一時金支給事由(a)の場合〕</p> <p>①遺族(補償)等一時金 1万円×1000日=1000万円</p> <p>②遺族特別支給金(一時金) 300万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭料 ・複数事業労働者葬祭給付 ・葬祭給付 	<p>業務／複数事業の業務／通勤により死亡した方の葬祭を行う場合</p>	<p>31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。</p>	<p>特別支給金はありません。</p>	<p>①31万5千円+(1万円×30日) =61万5千円</p> <p>②1万円×60日=60万円</p> <p>よって高い額の①が支払われます。</p>

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例(給付基礎 日額10,000円の場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・傷病補償年金 ・複数事業労働者傷病年金 ・傷病年金 	業務／複数事業の業務／通勤による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日に(a)傷病が治っていないこと(b)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合、または同日後いずれにも該当することとなった場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。	(第1級に該当する場合) ①傷病(補償)等年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円
<ul style="list-style-type: none"> ・介護補償給付 ・複数事業労働者介護給付 ・介護給付 	業務／複数事業の業務／通勤により、障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	(常時介護の場合)介護の費用として支出した額(172,550円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が77,890円を下回る場合は一律定額として77,890円が支給されます。 (随時介護の場合)介護の費用として支出した額(86,280円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が38,900円を下回る場合は一律定額として38,900円が支給されます。(注5)		

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、中段は複数業務要因災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

(注2) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

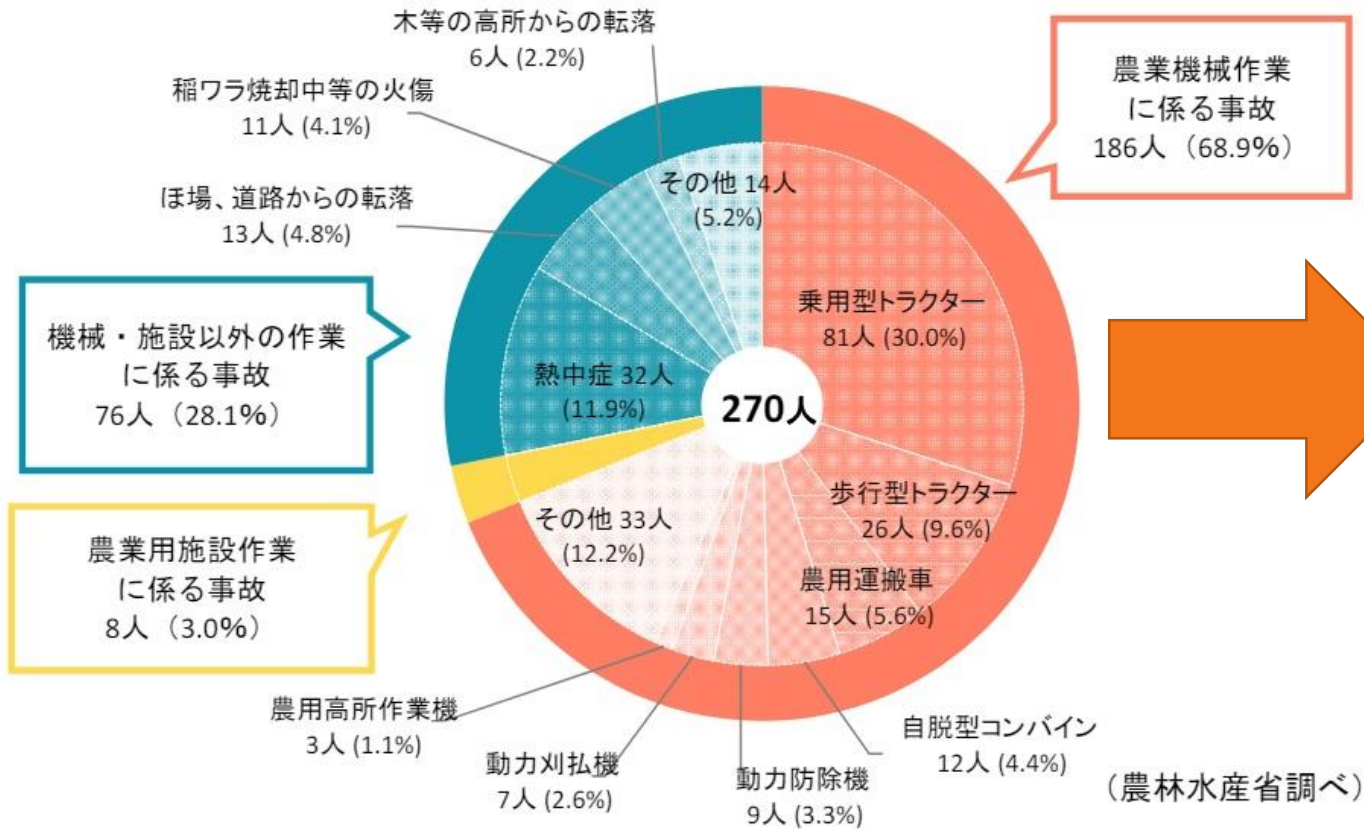
(注3) 休業(補償)等給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注4) 遺族(補償)等年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

(注5) 表中の金額は、令和6年2月1日現在のものです。

農作業死亡事故発生状況と補償給付の状況

要因別の死亡事故発生状況（令和2年）



■補償給付合計 15件

内訳

特定農作業従事者 12件

指定農業機械作業従事者 3件

補償給付率5.5%

農業労災の制約要因の改善と 加入促進方策の改善について

加入促進しない要因
加入促進方策

1. 農業労災の制約要因 — 加入促進しない要因 —

- 日本の農作業安全対策事業費削減（2011年度1.2億円→2024年度0.25億円）
- 2010年より運動展開した「農作業安全確認運動」への理解不足（2022年農業従事者10万人当たりの死亡者数（11.1人）は過去最悪）
- 春・秋農作業安全確認運動にJAや農業者などに浸透していない。
- JAなどに農業労災事務組合が設置されているが機能していない。
- JA共済「特定農機具傷害共済」・「農作業中傷害共済」等を推進
- 農業者が労働保険の特別加入できることを知らない。また、どこで加入手続きができるかわからない。
- JA共済「特定農機具傷害共済」・「農作業中傷害共済」で対応されている。

2. 農業労災の加入促進方策

- 農業労災と共済・保険の仕組みの違いの理解と労災事務組合の設置
- 複数事業労働者への労災保険給付制度の理解(2020年9月1日施行) ※注1
- 集落組織(生産組合・農家組合・実行組合など)への理解促進(地域営農集団)
- JA組織内に「農業労災対策委員会(仮称)」等を設置
- 効果的なナッジを活用した行動変容促進手法の活用
- 農作業の安全確保・補償対策は農水省が役割を果たし厚生労働省と連携して制度充実を確立する必要がある。
- 国内外の先進事例の推進
 - 本学会表彰受賞組織の事例やシンポジウム報告などに学ぶ—
 - (1) 国内優良事例…広島県「たんぽぽ会」、鹿児島県農協中央会、福岡県「労災事務センター」
 - (2) 国外優良事例…アイルランド、大韓民国

※注1 労働者災害補償保険法の改正ポイント

引用:複数事業労働者への労災保険給付 ーわかりやすい改正ー 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 2020年9月施行 <https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

- 複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。
- けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、特別加入されている方(労働者として働きつつ特別加入されている方、複数の特別加入をされている方。)けがや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。
- 1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられます。
- これらの改正は、2020年9月1日以降に発生したけがや病気等について対象となります。

優良事例の活用による加入促進について

社労士法人と県農協中央会の連携
県農協中央会の主体的な取組み
社労士による「労災事務センター」運営

省庁の壁を越えたリーダーシップの発揮の取組み
法整備による国を挙げた横断的な取組み

事例1：ワンストップで適切な加入促進が可能となる 広島県労働保険事務組合たんぽぽ会

- 平成20(2008)年4月に「特定農業従事者」用の特別加入団体・一人親方組合「アグリ安全協会」が設立された。
- また、平成21(2009)年4月に「指定農業機械作業従事者」用の特別加入団体の県下統一として、「広島県内農業従事者労災保険加入組合」を設置した。
- 平成22(2010)年4月には、その他「中小企業」用の「労災保険事務組合たんぽぽ会」を設立し、ワンストップで適切な加入促進を可能した。
- 以上により、農作業安全対策と農作業事故補償対策に取り組んでいる。

事例2：県農協中央会の主体的な取り組み

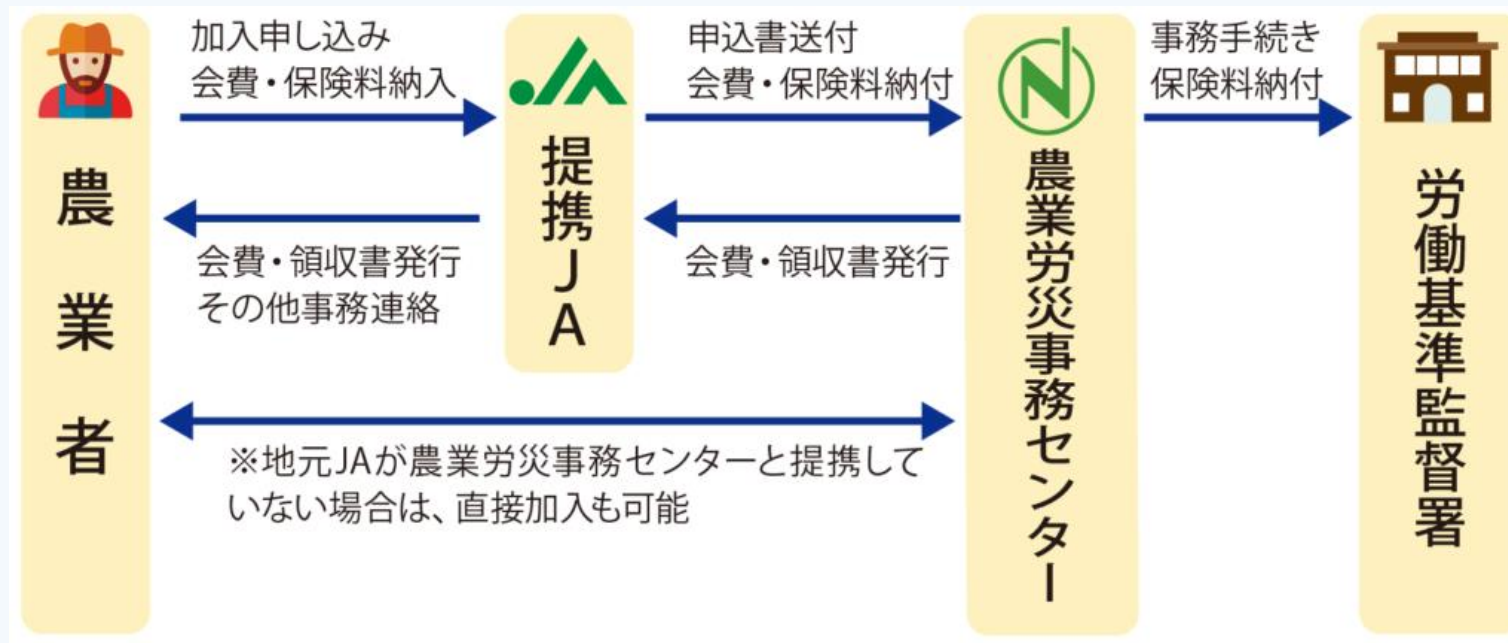
鹿児島県農協中央会の取り組み

- 2010年県中央会内に「鹿児島県農業労働保険事務組合」「鹿児島県農業労働保険加入組合(特定農作業)」を設置し、県内全域を加入対象にした。さらに、2012年に「鹿児島県農業労災保険加入組合」を社会保険労務士の指導を受け設置した。
- 県中央会と単位JAの協同組合らしいネットワークづくりで成果を上げ、農家組合員からも高い評価を受けている。

事例3：福岡県「農業労災事務センター」の取り組み

引用：<https://nougyorousai.com/>

- 労災保険特別加入の手続きの流れは以下の通りです。農業者の労災保険特別加入は、厚生労働大臣が認可する「特別加入団体」を通じて加入することが必要です。
- 農業労災事務センターは、その認可を受け、福岡県内の複数のJAと提携している「特別加入団体」です。加入申し込みや事故申請など、労働基準監督署への必要な手続きは、農業労災事務センターの社会保険労務士が行ないますのでご安心ください。



国外事例1: アイルランド 出所: 日本農業新聞 2022.11.28

省庁の壁を越えたリーダーシップの発揮し、農家の意識改革に取り組み

- 農作業安全確保は農業省が役割を果たし他省に属する安全衛生局が(HSA)が職場の安全について法的な責任を負う機関となっている。
- 政策手段を駆使して変化をもたらし、(1)省庁の垣根を越えた専門の仕組みをつくる。(2)農家の安全行氏を変えること。(3)教育研修を充実させること。農業に関連したイベントで農場の安全性を議論し常識を変える。規制だけではなく教育で役割発揮を果たす。アイルランドでは、農業教育の中で安全の大切さを必修科目として教えている。

◆ 山田報告（第2報告）：省庁の横断的な取組みと教育

- 農作業安全対策は、「農業省」が役割を果たしてきたが、「安全衛生局（HSA）」が職場安全について法的な責任を負い、「農作業安全担当大臣」が農作業安全の指揮官として活躍している。
- 省庁の垣根を越えた専門の仕組みをつくり、農家の農作業安全意識を変えるためにあらゆる機会を通じて、研究・教育を充実しようと努めている。
- 過去10年間の平均20人／年間で農作業事故による死亡者を10人まで減少させている。
- 以上の成果は（1）ナッジ理論に基づく「農家の農作業安全意識啓発」（2）農業大学などの「農業教育のなかで農作業安全の大切さを必須科目」（3）政策として「政府機関が農地巡回や監査を実施」が評価できる。

国外事例2：大韓民国

出所：農業労災研究 第10巻 第1号 72頁～86頁

農漁業者安全保険法が公布され、法的根拠に基づき予防策を具体化し、農業振興庁・自治体・保険会社・農協が中心となって横断的に取り組んでいる。

「農漁業者安全災害保険」に加入できる対象者

・農漁民と農漁業勤労者の農漁業作業中による負傷・疾病・障害または死亡を補償するための農業者及び漁業者が加入する保険である。

「農漁業者安全災害保険」の加入できる条件

・満15歳～87歳（ただし一部商品は満84歳）で営農に従事する農業者を被保険者とする契約である。「一般1型は満15歳～87歳、一般2型・一般3型・労災型は満15歳～84歳」

「農作業勤労者安全災害保険」

・満15歳～87歳の農業勤労者（90日未満）を雇用した経営主である農業者で、保険請求手続きは保険加入者が行う。農作業中に事故に遭ったことを明らかにして、農協に請求して各種補償を受け取ることができる。

法整備による国を挙げた横断的な取組み

- 農漁人安全保険法(2016)により農作業安全災害予防事業の根拠が用意され、農業振興庁や自治体、農協が中心となって取り組んでいる。また、農作業安全予防推進強化法により2027年までに取り組むべき安全災害予防開発、技術普及指導、教育・広報の分野別に詳細な推進計画を立てた専門人材養成などがある。
- このように国を挙げた横断的な取組みにより、農業労働災害保険加入において、加入率80%を達成している京畿道坡州市のヨンチョン畜産農協がある。参考にしたい。



農作業が安心してできる環境を
次世代に！

ご清聴ありがとうございました。